

主眼：厚生労働省・内閣府

児童虐待は社会全体で解決すべき問題です。



児童虐待の定義は・・・

児童虐待とは、

- 【身体的虐待】 殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、濡れさせる など
- 【性的虐待】 子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など
- 【ネグレクト】 家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になるっても病院に連れて行かない など
- 【心理的虐待】 言葉による罵倒、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(ドメスティックバイオレンス:DV) など

乳幼児揺さぶられ症候群

赤ちゃんを激しく揺さぶらないで

赤ちゃんがなにをやっても泣きやまないと、イライラしてしまうことは誰にでも起こり得ます。しかし、泣きやまないからといって、激しく揺さぶらないでください。赤ちゃんや小さな子どもが激しく揺さぶられたり、頭を叩かれたりするような大きな衝撃を与えられると、見た目にはわかりにくいですが、頭(脳や網膜)に損傷を受け、重い障害が残ったり、命を落とすこともあります。どうしても泣きやまない時は、赤ちゃんを安全な所に寝かせて、その場を少しの間でも離れ、まず自分をリラックスさせましょう。



虐待を受けたと思われる
子どもがいたら。

ご自身が出産や
子育てに悩んだら。

子育てに悩む
親がいたら。

児童相談所(全国共通ダイヤル)や市町村の窓口へ連絡・相談ください。

児童虐待は社会全体で解決すべき問題です。



虐待と思ったらすぐお電話を

児童相談所
全国共通
ダイヤル

0570-064-000

お住まいの地域の児童相談所に電話をおつなぎします。 ※一地域では使えないことがあります。 ※PHSや一部のIP電話からはつながりません。



読谷村の相談窓口

読谷村要保護児童対策地域協議会

☎ 982-9240 (読谷村役場 1階こども未来課)

連絡は匿名で行うことも可能です。連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。